

第3部 米子市障がい者計画【案】

※前回計画からの修正、追加部分などのある項目のみ掲載

1 概要

2 計画期間

現在の障がい者計画は、平成27年度から令和5年度までの9年間を計画期間として策定したものです。

平成30年度からの支援プラン2018の策定にあたり、国においても平成30年度からを計画期間とする障害者基本計画（第4期）が策定されたこと等を踏まえ、米子市障がい者計画の見直しも行いましたが、その後3年が経過し、この間の社会情勢の変化及び国における障がいのある人に関わる法制度の改正等により、障がい福祉施策を取り巻く状況は、変化しています。

このような状況を踏まえ、現状を反映した計画へと時点修正を行いますが、計画期間は当初のとおり令和5年度までとします。

なお、この計画期間中に大きな制度改正や社会情勢の変化があった場合には、計画を見直しながら進めていきます。

3 基本的な考え

(1) 地域社会における共生

(2) 差別の禁止

4 基本的な視点

(1) 障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保

(2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

(3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

(4) 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

5 分野別の取組

(1) 安心・安全な生活環境の整備

【基本的な考え】

【取組方針】

- ① 住宅の確保
- ② 移動しやすい環境の整備
- ③ アクセシビリティに配慮した施設の推進
- ④ 障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進
- ⑤ あいサポート運動等の推進

(2) 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

【基本的な考え】

【取組方針】

① 情報提供の充実

② 意思疎通支援の充実

○障がいのある人が地域で暮らし、社会参加をするためには、コミュニケーション手段の確保が重要です。聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体等の障がいや難病により意思疎通に支障がある人に対して、手話通訳者や要約筆記者をはじめ、点訳・朗読奉仕員等の派遣を行い、障がいがある人のコミュニケーションを支援します。

○視覚や聴覚に障がいのある人との交流活動の促進や、コミュニケーションを支援するため、市では手話奉仕員、点訳奉仕員や朗読奉仕員を養成するための研修事業等を、委託事業により実施するとともに、県が実施する手話通訳者や要約筆記者の養成研修とあわせて、意思疎通支援を行う人材の育成を図ります。

○平成 31 年 3 月に施行した「米子市手話言語条例」に基づき、手話言語に対する理解及び普及をはじめとする各種施策を推進することで、障がいの有無に関わらずすべての市民が共生できる地域社会の実現を目指します。

③ 行政情報のアクセシビリティの向上

(3) 安心・安全のための防災、防犯等の推進

【基本的な考え】

【取組方針】

① 防災対策の推進

- 平成 29 年 9 月にあいサポート条例が施行され、「災害時における障がい者の支援」について市町村の役割が明記されました。
- 災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある場合には、障がいのある人に確実に情報が伝わるよう、障がい特性に配慮した伝達方法の体制整備を進めます。
- 現在の音声による防災行政無線に加え、音声放送が聞きづらい場合に電話で内容が確認できる「緊急通報テレホンサービス 0120-310-475」や、米子市ホームページでの防災行政無線情報の掲載サービスを広く周知するとともに、文字情報による緊急速報メール等の活用など、伝達方法の充実に取り組みます。
- 防災情報の伝達方法として、視覚障がいのある人に対しては、防災行政無線で放送された内容をほぼ同時に FM 電波で市内全域に発信できるシステムを令和 2 年度に構築し、その受信機である米子市防災ラジオを希望する対象者に貸与するとともに、聴覚障がいのある人に対しては、ファクシミリの一斉送信による情報伝達の仕組みを構築します。
- 災害に強い地域づくりのため、地域の自主防災組織の結成と活動のための支援を行い、「支え愛マップ」の作成を促すとともに、災害時要支援者名簿への登録を進めます。
- 災害時要支援者名簿への登録や「支え愛マップ」の作成を通じ、災害時に自力での避難が困難な障がいのある人や高齢者などの要支援者の把握に努め、災害時には迅速な避難支援や救助ができるよう、行政と地域で情報の共有、連携ができるよう体制整備を進めます。
- 防災・避難訓練等に障がいのある人や事業所が参加し、防災意識の向上と避難方法の確認を進めます。

② 緊急通報・避難体制の整備

- 災害が発生した場合やその恐れがある場合、障がいのある人は、障がいへの理解不足などにより不利益な立場となることが多いため、地域での障がい理解について啓発を進めます。
- 障がいのある人の避難体制については、地域や民生委員、関係団体、施設などとの連携を図り、災害時に自力での避難が困難な障がいのある人や高齢者などの要支援者について、避難支援や救助ができるよう取り組みます。
- 避難所では、障がい特性に配慮した情報保障や合理的配慮の実施ができるよう、避難所の運営体制の整備を進めます。また、障がいのある人の受入れに必要な資機材の確保や、非常電源の確保等の環境整備を進めます。
- 新型コロナウイルス感染症の対応については、障がいのある人は重症化リスクが高いなど特に配慮や支援が必要なことを踏まえ、避難所の分散、避難所での配慮について、

適切な支援ができるよう体制整備を進めます。

- 福祉避難所は、市が福祉施設等と協定を結び設置していますが、受入れ方法や物資の確保など具体的な支援体制について取組を進めます。
- 聴覚や発語に障がいのある人が緊急時に速やかに通報できるよう、鳥取県西部広域行政管理組合消防局が行っている「FAX119 番」や「Net119 緊急通報システム」の制度について、障がいのある人への周知を図ります。

③ 防犯対策の推進

(4) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

【基本的な考え】

【取組方針】

- ① 障がいを理由とする差別の解消の推進
- ② 権利擁護の推進と虐待の防止

(5) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

【基本的な考え】

【取組方針】

- ① 意思決定の支援
- ② 相談支援体制の構築

- 障がいのある人の個々の心身の状況やサービス利用の意向、家族の状況や意向等を踏まえたサービス等利用計画の作成を行い、支援の必要性に応じた適切なサービスの提供に努めます。
- すべての障がいのある人が、必要とするサービスを適切に利用できるよう、サービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業者や相談支援専門員の増加を図るなど、計画相談支援の提供体制の充実に努めます。
- 地域における相談支援が円滑にかつ効果的に提供できるよう、市が委託している「相談支援事業所」の周知に努めるとともに、障がいのある人やその家族からの相談に応じ、障がい福祉サービスの利用支援のみならず、生活全般にわたる必要な情報提供等ができるよう、相談支援体制の充実・強化に取り組みます。

○平成 30 年 4 月に設置した相談支援の中核的機関である「米子市障がい者基幹相談支

援センター」において、相談支援事業者への専門的指導や人材育成、障がいのある人からの相談対応等を総合的に行い、本市における相談支援体制の充実を図ります。

○地域のあらゆる人が役割を持ち、いきいきと活躍できる「地域共生社会」の実現を視野に入れ、地域住民や地域に関わる多様な主体が世代や分野を超えて協働する取組を進めていくため、「重層的支援体制整備事業」を実施することで、地域課題の解決に向けた地域力の強化と、包括的な相談支援体制の構築に一体的に取り組んでいきます。

※重層的支援体制整備事業

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業。社会福祉法に基づき令和3年4月に創設された。

- 障がいのある人のさまざまな課題に対し、鳥取県西部圏域の障がいのある人の団体、事業所、保健・医療機関や企業等のネットワークの中心的役割を担っている「鳥取県西部障害者自立支援協議会」において、関係機関等との連携及び支援体制の充実に取り組みます。
- 障がいのある人の家族は、日常生活上の介護等の負担があるばかりでなく、地域での障がいへの理解不足等のため、精神的な負担も大きい実態があることを踏まえ、家族を支援するための体制整備に努めます。
- 障がいのある人・家族同士が行う援助として、有効かつ重要な手段であるピアカウンセリング、ピアサポート等の当事者等による相談活動について、充実に努めます。

③ 地域移行支援、在宅サービス等の充実

- 施設入所者や長期入院している者等の地域生活への移行を推進するため、在宅の障がいのある人個々の実態やニーズに応じた、日常生活や社会生活を営む上で必要なサービスの提供体制の充実に取り組みます。
- 常時介護を必要とする障がいのある人が、地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の充実を図るとともに、体調の変化・支援者の状況等に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を促進します。
- 地域で自立した生活を営むことができるよう、日常生活や社会参加を行うために必要な支援として、居宅介護、重度訪問介護等の在宅サービスの提供を行うとともに、短期入所や日中活動の場の確保を図り、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練（機能訓練及び生活訓練）、外出のための行動援護、同行援護、移動支援など、さまざまな障がい福祉サービスの提供体制の整備を促進します。
- 障がいのある人の地域における居住の場の一つとして、重度の障がいのある人にも対応したグループホームの整備を促進します。
- 長期入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行を進めるに当たり、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進め、精神障がいのある人とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう取組を進めます。
- 長期入院中の精神障がいのある人や長期の施設入所中の人の地域生活への移行については、米子市障がい者基幹相談支援センターの機能の一つとして取組を進め、鳥取県や相談支援事業所等と連携のうえ、退院や退所の働きかけを進めるとともに、地域での生活の支援体制を整備します。

○新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた障がい福祉サービスの提供については、利用者の感染防止と事業所内での感染拡大防止の観点から、障がいのある人の特性やその家族の状況に応じた柔軟な取扱について、国や県の動向を踏まえて対応することにより、利用者が継続してサービスを利用することができる体制の整備に努めます。一方、事業所に対しても、支援員の感染防止はもとより、サービス提供を継続して実施できるよう支援します。

④ 障がいのある児童及び家族に対する支援の充実

○障がいのある児童とその家族が、地域で安心して生活できるようにするため、保健、医療、福祉、教育、就労支援等の関係機関が連携し、妊娠期から乳幼児期、学齢期、青年期等のライフステージに応じた、途切れることのない支援の提供体制の整備を進めます。主な取り組みとして、発達の課題に気づき、必要な支援が引き継がれるよう「5歳児健診」を実施し、妊娠期から子育て期までの悩みや困りごとに関する相談に応じて、適切な相談・支援機関につなぐ「こども総合相談窓口」を開設しており、その取り組みの中で、発達に課題のある子どもとその家族に対する切れ目ない支援を目指します。

○~~発達に課題がある児童に対しては、こども総合相談窓口の中で、保護者との共通理解のもと、学校・保育園、医療、福祉等の関係機関との情報共有や連携により、適切な時期に、適切な場所で、一人ひとりの発達段階に応じた継続的な支援と、必要な療育や福祉サービスを受けることができるよう組織体制を整備します。~~

○在宅の障がいのある児童に対し、居宅介護や短期入所等の福祉サービスの提供及び児童発達支援、放課後等デイサービス等の障害児通所支援、日中一時支援等の適切な支援を行い、在宅生活の充実を図ります。

○在宅で生活する重症心身障がい児について、情報提供や相談支援等によりその家族を支援するとともに、重症心身障がいにも対応した短期入所等の障がい児福祉サービスの確保を促進します。

○医療的ケアが必要な児童が、地域において包括的な支援が受けられるように、鳥取県西部障害者自立支援協議会に「医療的ケアが必要な児者支援部会」を設置し、学校・保育園、医療、福祉等の関係機関の連携を推進します。

○新生児訪問等を通じて、子どもに障がいの疑いがあったり、障がいがあるとわかった家族に対し、障がいについての情報や医療機関、福祉制度や各種のサービス、教育等に関する情報の提供方法を検討し、家族の不安解消や子どもの発達への支援に努めます。

⑤ 障がい福祉サービス等の質の向上等

⑥ 障がい福祉を支える人材の育成・確保

(6) 保健・医療の推進

【基本的な考え】

【取組方針】

- ① 精神保健・医療の適切な提供等
- ② 保健・医療の充実等
- ③ 難病に関する保健・医療の推進
- ④ 障がいの原因となる疾病等の予防・治療
- ⑤ **新型コロナウイルス感染防止への取組** **【新規】**

- 新型コロナウイルス感染症への対応として、感染者数を抑えること、医療提供体制や社会機能を維持することを基本とし、県や関係機関と連携して取り組みます。
- コロナ禍にあっても、障がいのある人が継続して障がい福祉サービスを受けることができるよう、事業所への支援を行うなどサービス提供体制の維持に向けた取り組みを進めます。

(7) 行政サービス等における配慮

【基本的な考え】

【取組方針】

- ① 職員研修の実施
- ② 窓口等における配慮
- ③ 選挙等における配慮

(8) 雇用・就業、経済的自立の支援

【基本的な考え】

【取組方針】

- ① 総合的な就労支援
- ② 経済的自立の促進
- ③ 障がい者雇用の促進
- ④ 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業機会の確保
- ⑤ 福祉的就労の底上げ

(9) 教育の充実

【基本的な考え】

【取組方針】

- ① 学校教育の充実
- ② 教育環境の整備
- ③ 生涯学習の充実
- ④ 障がい及び障がいのある人への理解の促進

(10) 文化芸術活動・スポーツに親しむための支援

【基本的な考え】

【取組方針】

① 文化芸術活動への支援

- 障がいのある人それぞれが個性や才能をいかしながら文化や芸術に親しみ、創作活動が行えるよう支援します。
- 平成 26 年度から開催している「米子市障がい者アート展」（令和 2 年度から「共に生きるアート展」に改名）への参加事業所や出品者は、年々増加しています。今後も引き続き開催し、障がいのある人の文化芸術活動への支援を行い、障がいのある人の自立と社会参加を促進することにつながる発表の場を提供します。
- 平成 30 年に施行された「障害者による芸術文化活動の推進に関する法律」を踏まえ、障がいのある人が文化芸術を通じて個性や能力を発揮し、多様な活動に参加する機会を確保することで社会参加の促進を図ります。
- 「視覚障害者等の読書環境の整備の促進に関する法律」が令和元年に施行されたこと

を踏まえ、視覚障がい者はもとより、視覚による文章等の認識が困難な発達障がいや身体障がいのある人などについても、点字や音声等により読書を楽しむことができるよう体制整備を推進します。

② スポーツに親しむための支援等